

地域別表章に関するガイドライン

平成 31 年（2019 年）3 月 28 日
総務省 政策統括官（統計制度担当）決定
改正 令和 5 年（2023 年）3 月 29 日

第 1 本ガイドラインの策定

1 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年（2018 年）3 月 6 日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、地域ブロック別の表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得るとされていることを踏まえ、統計間の比較可能性や再集計機能の向上によるユーザーの利便性の向上を図るために地域別表章の指針として、平成 31 年（2019 年）3 月 28 日に本ガイドラインを策定した。

2 主な経緯

（1）状況

我が国の地域ブロック別の区分は、行政分野を通じて統一的に用いられているものではなく、公的統計の結果を地域ブロック別に表章する際の区分についても、統計作成機関が各統計の目的に応じそれぞれ設定している。

基幹統計のうち地域ブロック別の表章が行われている場合、統計作成機関の地方支分部局における行政運営の基礎資料とするために当該地方支分部局の管轄区域別に表章区分を設定したものほか、地域特性を表章するために自然的、経済的条件を基にして表章区分を設定したものなど、それぞれの統計の目的に応じて設定されている。

具体的に、採用されている主な地域ブロック区分としては、別紙のように 4 つの類型に整理することができる。

（2）第Ⅲ期基本計画の策定過程の議論

第Ⅲ期基本計画の策定に関する統計委員会による審議においては、このような状況に対して、統計の表章は統一的であることが望ましいとの指摘があった。その一方、統計にはそれぞれ役割があり、その目的に沿った地域ブロック区分があっても良く、全部を一律的に同じ区分にしなくとも良いといった指摘もなされた。

これらの審議結果を踏まえ、第Ⅲ期基本計画では、「表章区分の標準化の在り方を検討し、順次結論を得てその適用を推進することにより、統計間の比較可能性の向上を図る。ただし、表章区分については、各統計の作成目的や、精度確保等とも関連することから、一律に標準化を図った場合には影響が生じることに留意する。」とされた。

その後、この第Ⅲ期基本計画に基づき、総務省において、公的統計の結果を地域別に表章する際の標準的な区分の在り方を検討し、その結果を本ガイドラインとしてまとめた。

3 基本的な考え方

第1の2の主な経緯を踏まえ、地域ブロックの表章区分の標準化に当たっては、統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図ると同時に、地域ブロック区分に対する統計ユーザーの多様なニーズにも可能な限り対応することが必要であると考えられる。

このため、地域ブロック別の結果表章に当たっては、以下を基本として統計の利便性の確保に努めることとする。

- (1) 統計作成機関は、ユーザーによる任意の地域ブロック区分による組み替え集計が可能となるようするため、作成する統計について都道府県単位の結果表章を推進する。
- (2) これに拠り難く、地域ブロック別による表章のみを行う場合は、基幹統計の結果表章において主に採用されているⅠからⅣの地域ブロック区分の類型のうち、採用事例が多い類型Ⅰの地域ブロック区分による結果表章を公表する。

4 具体的な取組

- (1) 統計作成機関は、作成する統計のうち都道府県単位の表章が行われていない場合には、都道府県単位の表章を可能とするための検討を行い、その結果として可能なものは、これを実施することとする。
- (2) (1)に拠り難い場合には、以下によることとする。
 - ① 類型Ⅰの地域ブロック区分による表章が行われている統計については、引き続きこれによることとする。
 - ② 類型Ⅰ以外の地域ブロック区分による表章が行われている統計については、類型Ⅰによる表章の追加又は類型Ⅰによる表章への変更が可能か検討を行い、結果として可能なものは、これを実施する。
 - ③ 地域ブロック区分による表章が行われていない統計については、類型Ⅰによる表章が可能か検討を行い、結果として可能なものは、これを実施する。なお、類型Ⅰによる地域区分の名称は、「地域別表章に関するガイドラインによる地域区分」とする。
- (3) (1)及び(2)の対応を行うに当たっては、統計によっては、表章結果の精度を確保するため標本設計の変更が必要になること等により統計の継続性が確保できなくなる場合、また、標本サイズの拡大やシステムの改修など新たにコストを要する場合もあることから、可能なものから順次進めることとする。
- (4) 上記取組の対象は、公的統計全体とし、(1)又は(2)による結果表章は、主な統計表（例：総括集計表、横断的集計表、全国表、年次表など）を中心に行うこととする。

ただし、日本国外の統計調査を対象外とするほか、全国値の推計のみを行う加工統計や一部地域のみを対象として調査を実施する一般統計など、都道府県単位又は地域ブロック区分での表章が困難なものは対象としない。

第2 フォローアップの実施

1 地域別表章に関する今後の取組の方向性

公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年（2023年）3月28日閣議決定。以下「第IV期基本計画」という。）においては、「第2 公的統計の整備に関する事項」の中に「5 統計の比較可能性の確保等の取組」が位置づけられている。

具体的には、各統計の表章区分の標準化を図ることは、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図る上で有用であるとされ、また、第IV期基本計画の期間中においては、各統計の集計結果の標準化等の取組を推し進めるため、本ガイドライン等の適用状況のフォローアップ等を行い、必要な場合には見直しを行うとされている。

2 統計データの共有・提供の推進

第IV期基本計画においては、「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」の中に「2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上」があり、「(1) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進」が位置づけられている。

具体的には、「公的統計の間やそれ以外の情報と統計情報の間のデータ接続の可能性や比較可能性を高める観点から、各種統計調査の調査事項の標準化や統計以外の情報とのリンクエージの取組とも連携しつつ、公表情報の地域区分、分類項目などのコード体系に関する取組の充実を行う」とされている。

3 フォローアップの実施

第2の1の内容を踏まえ、今後も以下のように本ガイドラインへの適用状況をフォローアップする。

- (1) 総務省政策統括官（統計制度担当）は、第IV期基本計画の計画期間の最終年度である令和9年度（2027年度）中を目途に、各統計作成機関における本ガイドラインへの対応状況の結果を公表する。なお、対応状況の把握の際、既述の4(1)又は(2)による結果表章を行わなかった場合の理由を含めて確認する。
- (2) 総務省政策統括官（統計制度担当）は、上記の(1)で把握した適用状況等を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行う。

加えて、第2の1と2の内容も考慮して、統計作成機関においては公表情報の地域区分等に関する取組を今後も充実していくことになるが、第IV期基本計画に示されている統計の比較可能性の確保等の取組を推進していく趣旨を踏まえ、必要に応じ、ヒアリング等を通じて各府省庁による取組の進捗状況や課題の共有等を行う。

地域ブロック区分の主な類型

別紙

類型 都道府県名	類型 I		類型 II	類型 III	類型 IV	その他 (OECD Regional Database)		
	参考①	参考②						
01北海道	北海道		北海道	北海道	北海道	北海道		
02青森県	東北		東北	東北	東北	東北		
03岩手県								
04宮城県								
05秋田県								
06山形県								
07福島県								
08茨城県	関東	北関東 ・ 甲信	関東 II	関東	関東	北関東 ・ 甲信		
09栃木県		南関東	関東 I		東京	南関東		
10群馬県		北関東 ・ 甲信	関東 II		関東	北関東 ・ 甲信		
11埼玉県		南関東	関東 I		北陸信越	北陸		
12千葉県		北関東 ・ 甲信	関東 II	中部	北陸	東海		
13東京都		南関東	関東 I		中部			
14神奈川県		北関東 ・ 甲信	関東 II		近畿			
15新潟県	東海（中部）	北陸			中部			
16富山県					中部			
17石川県					中部			
18福井県					中部			
22静岡県		東海（中部）		関東	近畿	近畿		
21岐阜県				中部				
23愛知県				中部				
24三重県				中部				
25滋賀県	近畿	近畿 II	近畿	近畿	近畿	近畿		
26京都府		近畿 I			(神戸)			
27大阪府		近畿 II			近畿			
28兵庫県		山陰	中国	中国	中国			
29奈良県		山陽			中国			
30和歌山県		山陰			中国			
31鳥取県	中国	山陰	中国	中国	中国	中国		
32島根県		山陽			中国			
33岡山県		山陰			中国			
34広島県		山陽	四国	四国	四国			
35山口県		山陽			四国			
36徳島県	四国	四国		四国	四国	四国		
37香川県					四国			
38愛媛県					四国			
39高知県					四国			
40福岡県		九州	北九州	九州 I	九州	九州・沖縄		
41佐賀県			南九州	九州 II				
42長崎県			北九州					
43熊本県			南九州					
44大分県			南九州					
45宮崎県	沖縄		沖縄	沖縄	沖縄	沖縄		
46鹿児島県	沖縄		沖縄	沖縄	沖縄	沖縄		
47沖縄県	沖縄		沖縄	沖縄	沖縄	沖縄		

※ 類型 I のうち、関東ブロック、近畿ブロック、中国ブロック又は九州ブロックをさらに細分割しているものについては、類型 I として整理の上、参考①及び②として示している。